

カンボジア人女性人身取引（売春強要）事件
東京高裁での逆転勝訴判決についての弁護団声明

- 1 当弁護団が人身取引被害者の訴訟代理人として関与した民事訴訟において、加害者に損害賠償の支払いを命じる高裁判決が言い渡され、確定した。

本件は、20～30代のカンボジア人女性7名（以下、「女性ら」という。）が、群馬県伊香保及び沼田市の飲食店で賃金の支払いなく働かされ、かつ売春を強要されたという事案であり、女性らは未払賃金及び慰謝料の支払いを求めて、2017年3月、前橋地方裁判所に提訴した。

- 2 2016年、女性らは、日本人男性Aらから「日本の飲食店で勤務すれば高額収入を得られる」と勧誘され来日した。なお、女性らのうち2名は、7名全員での来日前に一度日本に招待され、東京ディズニーランドなど観光地を案内されて日本での就労の魅力を説得されていた。

ところが、来日直後、女性らは、伊香保温泉街に連れて行かれ、日本人男性Bやタイ人女性Cが経営するいわゆるスナックでお酒を出したりする他、客を取って売春をするように命じられた。

女性らが売春行為を拒否すると、「ここで働くなら、客と寝るのが当たり前だ」などとAらから怒鳴られ、金銭も持たず、言葉も通じず、自分たちがどこにいるかも分からない状況において、女性らは、売春に応じざるを得なかった。女性らは、給与が支払われれば、カンボジアに帰国できることを一縷の望みとして、なんとか1か月耐え忍んだが、Aらは、「売春の客を1か月に40人取らないと給与は支払わない」などと女性らを威圧し、給与の支払いを拒否した。女性らは、このまま一生カンボジアに帰国できないのではないかと恐怖を感じ、2016年12月、カンボジア大使館に保護を求めて救助された。その後女性らは、当時の東京入国管理局より、人身取引被害者の認定を受け、Aらは、入管法違反により逮捕、起訴され、有罪判決を受けた。カンボジアにおいて女性らの勧誘を行った日本人男性Dは、カンボジア国内で人身売買の罪により訴追されたと報じられている。

2017年3月14日、女性らは、A～Dらに対し、未払賃金及び売春強要についての不法行為に基づく損害賠償を求め、前橋地裁に訴訟を提起した。2022年2月には、女性らのうち1名、日本人男性A及びBの尋問が実施された。

- 3 原審である前橋地裁民事第2部は、女性らの請求のうち、未払賃金の請求は認めたが、

女性らが売春行為を強要された事実は認めず、損害賠償請求を棄却する判決を下した（2023年2月10日言渡、杉山順一裁判長、板野俊哉裁判官、竹内峻裁判官）。

同判決は、①女性らのうちの一部の者がカンボジア国内で働いていた飲食店が「従業員を店外に連れ出して性行為等を行うことが可能な店」であったと認定し、②日本で同様の業務に従事することを前提に勧誘を受けていた、③日本語を解しない女性らが、月額3000米ドルから5000米ドルの賃金を得ることができると聞かされれば、飲食店での接客だけではないことは容易に認識し得たはずであるとして、売春行為の強要を否定した。さらに、原審は、④女性らが大使館に救助を求めたのも、単に給与の支払がないことに不満を抱いての行動であるかのように判示した。

もっとも、原審では、女性らが、実際にカンボジア国内で売春に従事していたとの事実認定はなされておらず、カンボジアの飲食店での仕事と伊香保での仕事の内容がいかなる理由で共通するのかといった検討・認定もなされていない。そもそも、女性らは、職業も、年齢も、私生活の状況も全く異なり、中には、未婚でかつ性交渉の経験もない若年女性も含まれていた。そのような女性らを一緒くたにして、任意に売春に応じていたという事実認定は、緻密さを欠き、不合理と言わざるを得ない。原審の判断は、性的自由／性的自己決定権を軽視し、女性らが性暴力の被害者であるという視点を欠き、外国人女性に対する先入観、偏見及び差別的な考え方が色濃く表れた判決であった。

- 4 これについて、2024年4月11日、東京高等裁判所19民事部（脇博人裁判長、齋藤巖裁判官、天川博義裁判官）は、女性らの不法行為に基づく損害賠償請求を認容し、日本人男性Aらに対し、総額715万円の支払いを命じた。

同判決は、売春行為についての認識の時期等、一部女性らの主張と異なる認定はあるものの、原審では、一顧だにされなかった客観的証拠を詳細に検討し、当事者の供述の信用性を具体的に検討した上で、「控訴人ら（女性ら）は、被控訴人ら（Aら）の威圧的な言動により、売春行為に従事することを余儀なくされたか、事前の十分な説明がないまま、売春行為をせざるを得ない状況に置かれ、売春行為に従事することを余儀なくされていたものであり、真意に基づくものではなかった」と女性らの主張に沿った認定を行った。

その上で、Aらの行為が売春防止法に抵触する違法性の高い行為であること、女性らに債務を負担させて売春行為への従事を余儀なくさせるために利用していたことを認定の上、女性らの性的自由又は性的自己決定権を侵害するものとして不法行為の成立を認めた。

- 5 本件高裁判決は、女性らの来日の経緯や来日して間もなく金銭がないことや知り合いも

なく他に助けを求めることができない状況に置かれたこと、女性らと A らの権力関係等同人らが置かれた状況を踏まえ、売春行為へ従事していたことが真意に基づくか否かの観点から詳細に検討が行われ、売春を余儀なくさせた行為が、性的自由または性的自己決定権の侵害であることを認めた点で大きな意義のある判決である。

日本では、本件のような人身取引の被害者が被害者として認知・認定されることは少なく、また、搾取の結果としての賃金未払いや性被害について、司法手続きで金銭的な救済を求めるケースは極めて稀である。被害後に訴訟手続きが続くことは被害者にとって負担となる懸念はあるものの、労働の対価として賃金を求める当然の権利行使は遂行されるべきであり、また賃金含め金銭的な補償は困窮から被害に遭うことになった被害者の二次被害防止につながる可能性もある。したがって、本件のような人身取引被害者が、司法手続きにおいて金銭的な救済を求め、それが認められたという結果の意義も大きい。

我々弁護士としては、本件高裁判決を契機として、日本においても人身取引がいまだ発生し続けていることが認知され、人身取引の被害者が司法的救済を含むより良い被害救済につながるきっかけになればと考える。

2024年5月9日

弁護士	皆川	涼子
弁護士	大谷	美紀子
弁護士	藤井	なつみ
弁護士	橘高	真佐美
弁護士	尾家	康介
弁護士	徳田	玲亜
弁護士	伊藤	安奈